### 特定外来生物の防除等に関する行政評価・監視

### 資料編

資料 2 特定外来生物指定種一覧(指定時期順)

資料3 調査対象とした鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県の5県における特定 外来生物の分布状況

資料4 調査対象5県内における外来生物法第18条に基づく防除の確認又は認定及び鳥 獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲許可によるヌートリア・アライグマの捕獲実績

**資料5** 調査対象5県におけるヌートリア・アライグマによる農作物の被害の推移

資料6 外来生物法と鳥獣保護法に基づく鳥獣の捕獲の比較

資料7 鳥取県によるヌートリア等の防除の推進に係る取組状況(推奨事例)

資料8 調査対象とした5県におけるセアカゴケグモの発見例

資料9 調査対象とした5県において、平成24年度以降に発見されたセアカケグモの事例 (平成25年8月末まで)と中国四国地方環境事務所による対応状況

資料 10 調査対象とした5県におけるアルゼンチンアリの生息確認状況

資料 11 広島県廿日市市におけるアルゼンチンアリー斉防除の取組状況

資料 12 通常の管理行為等の範囲以外の区域においてオオキンケイギクの防除を行うことが望ましい事例

資料 13 調査対象河川国道事務所等におけるオオキンケイギクが管理区域周辺の土地と 一体となって繁茂している箇所

資料 14 セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可者に対する現地調査結果

資料 15 セイヨウオオマルハナバチ以外の特定外来生物の飼養等の許可者に対する現地 調査結果

### 資料 1 特定外来生物一覧(平成 25 年 9 月 1 日現在)

分類群	種名
哺乳類 (23 種類)	フクロギツネ、ハリネズミ属全種、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、タイリクモモンガ、トウブハイイロリス、キタリス、フィンレイソンリス、マスクラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、シママングース、ジャワマングース、フイリマングース、シカ亜科全種(アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ)、キョン
鳥類 (4種類)	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類 (16 種類)	カミツキガメ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
両生類 (11 種類)	プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類 (13 種類)	チャネルキャットフィッシュ、ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーギル、 コクチバス、オオクチバス、ホワイトバス、ストライプトバス、ヨーロピアンパーチ、パ イクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
昆虫類 (8種類)	テナガコガネ属全種、クモテナガコガネ属全種、ヒメテナガコガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ、コカミアリ
無脊椎動物 (20種類)	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属のうち4種(ハイイロゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ)、ザリガニ類2属全種と2種(アスタクス属全種、ウチダザリガニ/タンカイザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属全種)、モクズガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワッガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物 (12 種類)	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アゾラ・クリスタータ、 オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オ オフサモ、スパルティナ・アングリカ、オオカワヂシャ
計 107 種類	

<sup>(</sup>注)環境省の資料により、当局が作成した。

### 資料2 特定外来生物指定種一覧(指定時期順)

時期	種類数	分類群	種 名	
		哺乳類	フクロギツネ、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、トウブハイイロリス、カニクイアライグマ、アライグマ、ジャワマングース、キョン(11種)	
		鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシ チョウ(4種)	
公布:		爬虫類	カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオ オガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ(6種)	
平成17年4月27日	1科2属39種	両生類	オオヒキガエル(1種)	
施行: 平成17年6月1日	(42 種類)	魚類	チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオク チバス(4種)	
		昆虫類	アルゼンテンアリ、アカカミアリ、ヒアリ(3種)	
		無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属のうち4種(セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ)(1科、2属、7種)	
		植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ(3種)	
		哺乳類	ハリネズミ属全種、タイリクモモンガ、キタリス、マスクラット、 アメリカミンク、シカ亜科全種(アキシスジカ属、シカ属、ダマ シカ属、シフゾウ)(4 属、5 種)	
		両生類	キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロ アゴガエル(4種)	
公布: 平成17年12月14日	9属34種	魚類	ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ストライプトバス、 ホワイトバス、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、 コウライケツギョ(9種)	
平成 17 平 12 月 14 日   施行:	(43 種類)	昆虫類	テナガコガネ属全種、コカミアリ(1属、1種) ザリガニ類2属全種と2種(アスタクス属全種、ウチダザリガニ、	
平成 18 年 2 月 1 日			無脊椎動物	サリガー無 2 属 全種 と 2 種 ( ) スタクス属 全種、 ワテタサリガー、 ラスティークレイフィッシュ、 ケラクス属全種) 、 モクズガニ属 全種、 カワヒバリガイ属全種、 クワッガガイ、 カワホトトギスガイ、 ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ(4 属、 6 種)
		植物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカ ワヂシャ、アレチウリ、オオフサモ、スパルティナ・アングリカ、 ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタタ(9種)	
公布: 平成 18 年 7 月 13 日 施行: 平成 18 年 9 月 1 日	2属1種 (3種類)	昆虫類	クモテナガコガネ属全種、ヒメテナガコガネ属全種、セイヨウオ オマルハナバチ(2属、1種)	
公布:			アノリス・アングスティケプス(1種)	
平成 19 年 7 月 31 日 施行: 平成 19 年 9 月 1 日	1種	爬虫類		
公布:		爬虫類	ナイトアノール、ガーマンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバ オオガシラ、マングローブヘビ、ボウシオオガシラ(6種) プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、アカボシヒキガエ	
平成 19 年 11 月 16 日施行: 平成 20 年 1 月 1 日	12 種	両生類	ル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル (6種)	
公布: 平成21年12月11日 施行:	1種	哺乳類	シママングース(1種)	
元17 · 平成 22 年 2 月 1 日				
公布: 平成23年5月18日 施行:	3種	爬虫類	アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・ホ モレキス (3種)	
平成 23 年 7 月 1 日 公布:			フィンレイソンリス、フイリマングース(2種)	
平成 25 年 7 月 5 日 施行:	2種	哺乳類	フィマレコフマッハ、フオリャンツ 一へ(2種)	
平成25年9月1日			1 到 19 屋 09 雄 /107 辞版\	
合計			1 科 13 属 93 種(107 種類)	

<sup>(</sup>注)環境省の資料による。

### 資料3 調査対象とした鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県の5県における特定外来生物の分布状況

区分		哺乳類		鳥類	爬虫類	両生類		魚	類		昆虫類		クモ類	į					植	物					
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11)	12	13	14)	15)	16	17)	18	19	20	21)	22	23	24)	
種類	ヌー トリ ア	アライグマ	クリ ハラ リス	ソウ シチ ョウ	カミッキガメ	ウシ ガエ ル	カダヤシ	ブル ーギ ル	コク チバ ス	オオクチバス	アルンンリ	ハイロゴケ	セアゴケモ	クロ ゴケ グモ	オンイケギク	オオハンゴンソウ	ナル トサ ワギ ク	アレチウリ	オオカワシャ	ナエル ゲト トウ	ブジチメ サ サ	ボンキサ	アラクスー	オオフサモ	計 24
鳥取県	0	0		0		0	0	0		0			•		0	0		0	0			0		0	14
広島県	0	0		0		0	0	0	0	0	0		•		0	0		0	0			0	0	0	17
山口県	0	0		0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0		•	0	0	0	19
徳島県		0	0	0	•	0	0	0	0	0	•		•		0	•	0	0	0	0		0	0	0	20
香川県	0	0	0	0		0	0	0	0	0			•		0	•	0	0	•	•		0	0	0	19
計	4	5	2	5	1	5	5	5	3	5	3	1	5	1	5	5	2	5	5	2	1	5	4	5	
所管省庁	環境 農才	選省 〈省			環境省				環境省 農水省			環境	竟省			•	環境省 国交省					環境省	Î		

- (注) 1 表中で○及び●を付したものは、該当県内において、特定外来生物の分布が確認されているものを示す。
  - 2 ○は、環境省のインターネットホームページの特定外来生物等一覧(最終更新:2013年9月1日)の「平成21年度までに個体が確認された地点図」による。
  - 3 ●は、中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。
  - 4 表中の「所管省庁」は、外来生物法第11条に基づく防除の公示の所管省庁を示す。

### <u>資料4</u> 調査対象5県内における外来生物法第18条に基づく防除の 確認又は認定及び鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲許可による ヌートリア・アライグマの捕獲実績

(単位:頭)

区分	年	外来生	上物法	鳥獣伊	<b>呆護法</b>	計		
巨刀	度	ヌートリア	アライグマ	ヌートリア	アライグマ	ヌートリア	アライグマ	
鳥取県	H22	1,668	0	754	31	2, 422	31	
	H23	1, 257	0	620	17	1,877	17	
広島県	H22	0	0	157	7	157	7	
	H23	66	9	159	2	225	11	
山口県	H22			0	9	0	9	
	H23	_		0	7	0	7	
徳島県	H22	_	0	0	12	0	12	
	H23	_	0	0	9	0	9	
香川県	H22	22	358	28	44	50	402	
	H23	129	149	0	99	129	248	

<sup>(</sup>注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査対象 5 県に対する調査結果による。 2 表中の「一」は、外来生物法に基づく防除の確認制度が導入されていないことを示す。

#### 資料5 調査対象5県におけるヌートリア・アライグマによる農作物 の被害の推移

(単位: ha、t、万円)

ΕZΛ	<del>左</del>		アライグマ			ヌートリア	na, c, /3/1/
区分	年度	被害面積	被害量	被害金額	被害面積	被害量	被害金額
鳥取県	H21	0	0	35	6	60	1, 163
	H22	0	0	17	4	27	733
	H23	0	0	12	1	9	216
	H24	0	0	0	1	3	224
広島県	H21	0	0	0	3	38	934
	H22	0	0	25	4	12	248
	H23	0	0	22	5	40	711
	H24	0	0	46	4	28	601
山口県	H21	0	0	29	0	0	0
	H22	0	0	48	0	0	0
	H23	0	0	70	0	0	0
	H24	0	0	38	0	0	0
徳島県	H21	0	0	0	0	0	0
	H22	0	0	0	0	0	0
	H23	0	1	16	0	0	0
	H24	0	0	0	0	0	0
香川県	H21	4	32	653	1	0	5
	H22	3	41	1, 546	1	0	18
	H23	3	26	1, 005	1	3	54
	H24	3	28	1, 459	1	2	50

<sup>(</sup>注) 中国四国農政局の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」により、中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局 が作成した。

### 資料6 外来生物法と鳥獣保護法に基づく鳥獣の捕獲の比較

区分	外来生物法に基づく「確認・認定」	鳥獣保護法に基づく「捕獲許可」
目的	・生態系、人の生命若しくは身体、農林	・生活環境、農林水産業、生態系に係
	水産業に係る被害の防止	る被害の防止 等
	●被害未発生時の予防的捕獲、生態系か	・野生鳥獣の保護と両立が必要(個体数
	らの完全排除も含んだ計画的防除が可能	調整)
捕獲個体	●生きたままの運搬等を伴う防除が可能	・捕獲現場での安楽殺処分又は地方公共
の取扱		団体職員等への引渡し
講習を受	●ワナの設置から捕獲、運搬までの一連	・ワナの設置、止め刺し、運搬は実施で
けた免許	の作業が可能	きない (ワナの見回りは可能)
非所持の		・従事者証は許可権者が作成
扱い	●従事者証は確認・認定を受けた地方公	
	共団体等が作成_	
鳥獣法の	使用できない	●別途許可を受ければ可能
禁止猟法	(鳥獣を対象とする場合の要件)	
等		
捕獲数量	●数量の上限を設ける必要なし。	数量を決めて申請
権限	地方環境事務所長及び地方農政局長	都道府県知事又は地方環境事務所長
	(北海道は農林水産大臣、沖縄県は沖縄	(一部の市町村長)
	総合事務局長)	

- (注) 1 本表は、環境省の資料による。
  - 2 ●は、外来種の防除の観点から優れている点を示す。
  - 3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第34条第1項により、特定外来生物のうち、ヌートリア及びアライグマに係る主務大臣は環境大臣及び農林水産大臣とされている。 また、外来生物法第18条に基づく「確認・認定」に係る環境大臣及び農林水産大臣の権限は、同法施行規則第36条第5号により、地方農政局長及び地方環境事務所長に委任されている。

#### |資料 7 | 鳥取県によるヌートリア等の防除の推進に係る取組状況(推奨事例)

#### 1 鳥取県のヌートリア等の防除の推進に係る取組

鳥取県は、平成20年3月に、「鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針」を策定し、外来生物法に基づく「防除実施計画」を市町村等が策定することにより、県・市町村・住民等が一体となった防除の取組を行う方向を示すとともに、次のとおり、県内市町村が確認制度を導入して防除の推進を図ることができるよう環境を整えている。

① 鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針及びヌートリア・アライグマ防除マニュアルの策定

鳥取県は、特定外来生物に指定されているヌートリア・アライグマの個体数・生息域が拡大しつつ あること等を踏まえ、法に基づく「防除実施計画」を市町村等が策定することにより効果的な防除を 推進するため、「鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針」及び防除方法を分かりやすく示した「ヌ ートリア・アライグマ防除マニュアル」を策定した。

② ヌートリア・アライグマ捕獲推進のための支援対策(捕獲奨励金)

ヌートリア及びアライグマを捕獲した場合、奨励金を交付(単県交付金)することとしている。

- ・ヌートリア:原則3,000円/頭(県1/2、市町村1/2) 平成16年度から交付
- ・アライグマ:10,000円/頭(県1/2、市町村1/2) 平成18年度から交付
- (注) 鳥獣による農林水産物等への被害を防止し有害鳥獣の個体数を減少することを目的とするものであるが、 奨励金の交付対象者は、鳥獣保護法に基づく鳥獣捕獲許可者に限定することなく、法に基づく従事者(狩猟 免許を有しない講習受講従事者を含む)も対象とすることとし、県内市町村が確認制度を導入し防除を推進 することのできるよう環境を整えている。

#### ③ 市町村が行う防除従事者確保のための講習会開催に係る支援

鳥取県は、県内市町村が確認制度を導入し、新たな防除従事者確保のための講習会を開催するに当たり、講師派遣を積極的に行うことにより制度、捕獲方法等について周知するとともに、その運営をサポートしている。

(注) わな免許を持たない者(例:捕獲班、地方公共団体職員、農家等)も、法に基づく講習会を受講して従事者 証の交付を受ければ、箱わなを使用してヌートリア・アライグマの捕獲が行える。

#### 2 鳥取県の取組の効果

平成25年9月末現在、鳥取県内の全19市町村のうち、ヌートリアについては12市町が、アライグマについては11市町が防除の確認を受けて防除に取り組んでいる。

特にヌートリアについては、防除の取組の効果によって平成22年度に12市町全体で1,668頭を捕獲したものが、24年度は750頭と減少傾向にあるなど、成果を挙げている。

鳥取県では、防除の確認制度においては、捕獲の際に生きたままの運搬等が可能であること、所定の 講習を受講した一般農家など狩猟免許を有しない者であっても捕獲が可能などのメリットがあり、当該 制度を導入し、捕獲従事者を確保して、防除活動に積極的に取り組めば、効果的な防除が行えることか ら、未だ確認制度を導入していない市町村に対しても、確認制度の導入について働きかけていきたい、 また、中国四国地方環境事務所からも強く働きかけてほしいとしている。

また、確認制度を導入している鳥取市の場合をみると、平成20年6月に確認制度を導入し、講習を実施して新たに防除従事者を確保し、県の捕獲奨励金制度を活用するなどして防除活動に取り組んでいる。その結果、ヌートリアについて、確認制度導入前の平成19年度は192頭の捕獲数であったものが、確認制度導入後の平成20年度は552頭に増加、平成21年度には1,618頭まで上昇、この年度を境に防除の取組に効果が現れ捕獲数減少に転じている。ヌートリアによる農作物被害状況をみると、ピーク時の平成21年度において、被害金額872千円、被害面積89aであったものが、平成24年度は農作物被害は報告されておらず、防除効果が顕著なものとなっている。

#### 表 1 鳥取市のヌートリア捕獲状況

(単位:頭)

区 分	平成 19 年度	20	21	22	23	24	備考
特定外来法	0	405	<u>1, 504</u>	1,095	901	622	
鳥獣保護法 (有害鳥獣捕獲許可)	192	<u>147</u>	114	29	20	15	
### ### ### ### ### ### ##############	192	552	1,618	1, 124	921	637	

(注)鳥取県の資料による。

#### 表2 鳥取市のヌートリアによる被害状況

(単位: 千円、a)

					(
区分	平成 20 年度	21	22	23	24
金額	576	<u>872</u>	75	24	_
面積	51	89	4	2	-

(注) 鳥取県の資料による。

### 資料8 調査対象とした5県におけるセアカゴケグモの発見例

区分	連番	市町	地 点	発見年月日
鳥取県	1	大山町	西伯郡大山町	H25. 9. 6
広島県	1	大竹市	東栄3丁目	H24. 9.11
	2		II	H24. 9.24
	3	広島市	東区福田町	H25. 1.31
	<u>4</u> 5	三原市 広島市	本郷町・広島空港敷地内 西区観音新町4丁目	H25. 7.23 H25. 8.28
山口県	1		米軍岩国基地	H14 (月日不明)
шиж	2	-		H16 (月日不明)
	3		11	H19 (月日不明)
	4	岩国市	II	H20 (月日不明)
	5		北河内地区	H25. 2.19
<b>社</b> 自 旧	6		昭和町2丁目	H25. 4.11
徳島県	1		里浦町里浦・大手海岸 ″	H22. 7.18 H22. 7.30
	3	-	"	H22. 7.30
	4	-	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	H22. 8. 2
	5		11	H22. 8. 6
	6		II	H22. 8.27
	7	鳴門市	大手海岸および沿道	H22.10. 1
	8	Wal 1114	リー・	H22. 11. 11
	9		大手海岸 高速道路事務所	H23. 6.15 H23. 6.21
	11	-	同歴旦跆争務別	H23. 6. 22
	12	1	大手海岸	H23. 6. 29
	13		"	H23. 8.31
	14		II .	H24. 8.3
	15	徳島市	市内小学校	H25. 9.10
	16		大手海岸堤防内側	H25. 9.17
	17 18	鳴門市		H25. 9.19 H25. 9.20
	18		大手海岸   橘町事業所 A	H25. 9.20 H25. 9.20
	20	阿南市	橘町事業所 B	H25. 9. 27
香川県	1	卡山丰	番の州緑町・事業所	H21, 9.25
	2	坂出市	II	H21. 9.29
	3	丸亀市	蓬莱町・事業所	H21. 12. 28
	4		沙弥島・美術館	H23. 11. 1 H23. 11. 2
	5 6	-	番の州緑町公園番の州緑町・市道	H23. 11. 2 H24. 9. 1
	7	坂出市		H24. 9. 3
	8		番の州緑町・事業所	H24. 9. 4
	9		II	H24. 9. 5
	10		番の州緑町・記念館	H24. 9. 6
	11	小豆島町	農業用のビニールハウス	H24. 9.10
	12 13		西村・海岸近くの階段周辺 市内幼稚園	H24. 9. 22 H24. 10. 10
	14	東かがわ市	市内幼稚園及周辺	H24. 10. 10
	15		瀬居町・神社	H24. 10. 23
	16	坂出市	II	H24. 10. 24
	17		番の州町・事業所	H25. 5.15
	18	さぬき市	寒川町市内小学校プール	H25. 5.30
	19 20	小豆島町	志度・団地	H25. 6.10 H25. 6.20
	21		番の州町・県道	H25. 8. 7
	22	坂出市	II	H25. 8. 7
	23	土庄町	豊島家浦・墓地	H25. 8.15
	24			H25. 8.16
	25	東かがわ市	馬篠・温泉	H25. 8.21
	26 27	三豊市	高瀬町新名・商店	H25. 9.13
	28		"	H25. 9.13 H25.10. 9
	29	丸亀市	昭和町工場敷地内	H25. 10. 9
	23	<u> </u>		1120.10. 0

<sup>(</sup>注) 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。

# 資料9 調査対象とした5県において、平成24年度以降に発見されたセアカゴケグモの事例(平成25年8月末まで)と中国四国地方環境事務所による対応状況

	ט אין אין ייטיזיניא ע						
	発見された		発見時	特における中国	四国地方環境事 (左欄の内数)	務所による対応	状況
区分	市町村数	回 数	① 県・市町からの通報受理	② 現地確認	③ セアカゴケ グモの同定	④ HP等によ る注意喚起	⑤ 対処法指導
鳥取県	1	1	1	0	0	0	0
広島県	3	6	4	1	2	0	3
山口県	1	2	1	0	0	0	1
徳島県	1	1	0	0	0	0	0
香川県	6	21	9	0	0	0	0
計	12	31	15	1	2	0	4

<sup>(</sup>注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。

### <u>資料 10</u> 調査対象とした 5 県におけるアルゼンチンアリの生息 確認状況

時 期	発見状況
平成5年 7月	広島県廿日市市で、日本で初めてアルゼンチンアリの生息を確認
11 年	広島市南区で、アルゼンチンアリの生息を確認
12 年	広島市佐伯区で、アルゼンチンアリの生息を確認
13 年	山口県岩国市及び山口県柳井市で、アルゼンチンアリの生息を確認
14 年	広島市東区及び安芸郡府中町で、アルゼンチンアリの生息を確認
16 年	広島県大竹市及び広島市西区で、アルゼンチンアリの生息を確認
17年10月	広島市中区及び広島市安佐南区で、アルゼンチンアリの生息を確認
18年11月	広島県呉市で、アルゼンチンアリの生息を確認
20年 4月	山口県宇部市で、アルゼンチンアリの生息を確認
20 年	広島県安芸郡坂町で、アルゼンチンアリの生息を確認
21年 6月	山口県光市で、アルゼンチンアリの生息を確認
22年 8月	徳島県徳島市で、アルゼンチンアリの生息を確認。

<sup>(</sup>注) 廿日市市のホームページ及び中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。

<sup>2</sup> 中国四国地方では、本表の調査対象 5 県以外にも、岡山県及び高知県においてもセアカゴケグモの生息が確認されている。

### 資料 11 広島県廿日市市におけるアルゼンチンアリー斉防除の取組状況

区分	市町	一斉防除 の有無	取組状況					
広島県	廿日市	0	1 防除実施体制 世日市地域(旧世日市市)では、平成23年度は同地域の世日市地区町内会連合会、 平成24年度からは「世日市市公衆衛生推進協議会」及び各地区町内会連合会と町内会・ 自治会が協力してアルゼンチンアリの一斉防除を行っている。 世日市市は、世日市市公衆衛生推進協議会に対して、平成24、25年度は620万円の 団体補助(市単独事業。防除の補助ではなく、運営補助)を行っており、補助金の一部が、薬剤購入費の補助に充てられている。 また、大野地域(旧大野町)の「大野第1区」においても、一斉防除を実施している。					
2 防除区域の決定方法 廿日市市公衆衛生推進協議会が、毎年、廿日市地域にある町内会 一斉防除への参加の意向を確認している。同地域の町内会・自治会 269、25 年度は 268)に対し、参加した町内会・自治会数は、23 年 25 年度約 130 と年々増加している。 近年は、隣接する大野地域にも分布が広がっており、大野第1区 ている。								
			3 防除の手順(平成24、25 年度) ① 廿日市地域にある町内会・自治会長に対して、一斉防除への参加の意向を確 ② 参加の意向を示した町内会・自治会長に対し、回覧「実施案内&薬剤購入申みと代金支払い方法」により周知 ③ 薬剤購入代金の集金・支払い ④ 職場、空き地・駐車場の地主等に対して一斉防除へ参加を案内 ⑤ 国有施設(桜尾堤防)・県有施設(県立高校、警察署等)への防除依頼 ⑥ 市有施設(保育園、小中学校、商工保健会館、市民活動センター、中央市民ター、公園等)への薬剤設置 ⑦ モニタリングの実施 ※ ④~⑥は町内会・自治会から、各管理者に依頼してい					
			外・屋内の別に、目視によって「行列 ついてのアンケート調査を実施してい 表1 モ 区 分 平成24年度 世日市地 屋外:防除1か月後、行列: いとの回答が80% 屋内:防除1か月後、行列: いとの回答が98% 世日市地 区以外の が大幅に減少したとの回答: 地域	25       を見かけな     屋外: 防除1か月後、行列を見かけないとの回答が83%       を見かけな     屋内: 防除1か月後、行列を見かけないとの回答が99%       匹見かけたが3%     防除1か月後、行列、数匹見かけたが減少したとの回答が83%				
			アルゼンチンアリ対策広域行政協議会が専門家の意見等を取り入れて、「アルゼンチンアリー斉防除マニュアル」を平成23年に作成した。 平成23年度には、専門家を招いて、当該マニュアルの説明会を行い、24、25年度は、市職員が出前トークを開催して、地域住民に説明を行っている。					

(注)中国四国管区行政評価局の調査結果による。

### <u>資料 12</u> 通常の管理行為等の範囲以外の区域においてオオキンケイギクの防 除を行うことが望ましい事例

事務所名	説明
広島国道事務所	広島国道事務所では、中国地方整備局が定めた土木工事設計マニュアルに基づき、道路の切土の法面のうち、法尻から上方 1.5 メートル以内の部分は、除草対象として通常の道路管理行為により除草を実施しているが、1.5 メートルを超えた部分は、除草対象外としている。このため、今回、当局が広島国道事務所管内の直轄国道を現地調査した結果、除草対象部分のオオキンケイギクの防除(刈取り)は実施しているが、除草対象部分より高位置に生育しているオオキンケイギクの防除は除草対象外として実施していないため、オオキンケイギクの種子が防除した部分に落下し、防除効果が乏しい箇所がみられた。除草対象部分に生育しているオオキンケイギクについて抜取りによる防除を実施したとしても、同部分より高位置に生育しているオオキンケイギクを防除しなければ、抜き取った箇所にオオキンケイギクの種子が落下し、再び発芽するため、効果的な防除の観点から、通常の管理行為の対象外であっても積極的に防除を行うことが望ましいと考えられる。
山口河川国道事務所	山口河川国道事務所では、通常の道路管理行為を行う場所以外は、除草対象外としている。このため、今回、山口行政評価事務所が現地調査により把握した山口河川国道事務所管内の直轄国道(国道2号、9号(山口市より南)、188号、190号)のオオキンケイギクの生育箇所のうち、法面において除草対象部分より高い位置に生育していることを理由に防除を実施しない場合、オオキンケイギクの種子が防除を実施した箇所に落下することにより、防除の実施効果が乏しくなるおそれが生じている箇所がみられた。除草対象部分に生育しているオオキンケイギクについて抜取りによる防除を実施したとしても、除草対象部分より高位置に生育しているオオキンケイギクを防除しなければ、抜き取った箇所にオオキンケイギクの種子が落下し、再び発芽するため、効果的な防除の観点から、通常の管理行為の対象外であっても積極的に防除を行うことが望ましいと考えられる。
広島国道事務所	広島国道事務所では、中国地方整備局が定めた土木工事設計マニュアルに基づき、道路の盛土の法面のうち、法肩から下方1メートル以内の部分については、通常の道路管理行為としての除草を実施しているが、1メートルを超えた部分については、除草対象外としている。今回、当局が広島国道事務所管内の直轄国道を現地調査した結果、除草対象部分より低位置に生育しているオオキンケイギクは除草対象外として防除していないため、オオキンケイギクの種子が下方にある民有地(畑)に落下し、オオキンケイギクの生育範囲が拡大するおそれがあるものがみられた。このような箇所については、拡散防止の観点から、通常の管理行為の対象以外であっても積極的に防除を行うことが望ましいと考えられる。

(注) 中国四国管区行政評価局及び山口行政評価事務所の調査結果による。

## 資料 13 調査対象河川国道事務所等におけるオオキンケイギクが管理区域周辺の土地と一体となって繁茂している箇所

	河川部局		道路部局		
区分	管理区域周辺の土地と一体となって繁茂している箇所数 (該当箇所の概要)	隣接地の 管理者	管理区域周辺の土地と一体とな って繁茂している箇所数 (該当箇所の概要)	隣接地の 管理者	
鳥取河川国道事務所	事務所 0		0 —		
倉吉河川国道事務所	国道事務所 0		1 (山陰道米子東IC付近の土地) 不「		
日野川河川事務所	0				
福山河川国道事務所	0		2 (三原市内の広島県管理の二級 河川及び国道2号と広島県道と の交差点付近)	広島県	
三次河川国道事務所	2 (三次市内の江の川の管理道路 の路肩付近2か所)	三次市	0		
太田川河川事務所	0 ——				
広島国道事務所			1 (竹原市内の国道 185 号沿線の土 地)	不明	
山口河川国道事務所	0		1 (国道2号と岩国市内の岩国市 道との交差点付近)	岩国市	

<sup>(</sup>注) 中国四国管区行政評価局、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所の調査結果による。

### 資料 14 セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可者に対する現地調査結果

(単位:件、施設)

			特定飼養等施設の管理等の状況					
区分	飼養等の 許可件数 (H25.7末 有効分)	うち、 抽出調査 件数	① 天等開ネ展て不展わたネ施部箇らの施窓のロッ張い完張れり、ツ設に所れ設側施部トさが全がて当トの破がる設側にはれ、な行い該や一損みもの窓設にはれ、な行い該や一損みも	<ul><li>② 施設のの 外部入口二にいい</li><li>以っいもの</li><li>が上いい</li><li>いもの</li></ul>	③ ウルチ可造水ネ展措じいのセオハが能の施ッ張置らないが出構排にのの講ても	④ のににのをる別講でも 観報設可ピ出の置らな の 置らな	⑤ 置て当内国方務けな別行る措を国境にても別行る潜を国境にても	計(実数)
鳥取県	15	2 (5)	1 ( 1)	0 ( —)	0 ( —)	2 ( 3)	0	2 (3)
広島県	47	3 (6)	3 (3)	1 ( 1)	1 ( 1)	1 ( 1)	2	3 (3)
山口県	90	0 (0)	_	_	_	_	_	0
香川県	139	5 (5)	1 ( 1)	1 ( 1)	0 ( —)	0 ( —)	0	2 (2)
計	291	10 (16)	5 ( 5)	2 ( 2)	1 ( 1)	3 ( 4)	2	7 (8)

<sup>(</sup>注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。

<sup>2</sup> 表中の「計」欄は、①から⑤の許可案件又は施設の実数を示す。

<sup>3</sup> 表中の()は、特定飼養等施設(ハウス)数を示す。

### 資料 15 セイヨウオオマルハナバチ以外の特定外来生物の飼養等の許可者に 対する現地調査結果

(単位:件、施設)

				特定飼養等施設の管理等が不適切なもの					
区分	飼養等の 許可件数 (H25.7末 有効分)	うち 抽出調査案件		① (	等の定設来触に設て 等の定設来触に設て を を を を を の は を に に に に に に に に に に に に に	③ に定物措っい 領係外に置ても でいん でんしょう でんしょう かいん でんしょう いんしょう はんしょう はんしょく はんしゃく はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん は	全 電てが措をても 関行、当内けな 相いの が指をでも	計	
広島県		1	カミツキカ゛メ ( O )	1	0 (0)	0	0	1 (0)	
		2	カミツキカ゛メ (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)	
		3	シフソ゛ウ (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)	
	25	4	ソウシチョウ (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)	
		(5)	キョン (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)	
		6	アカケ゛サ゛ル (1)	0	0 (0)	0	0	0 (0)	
		計	6 (5)	1	0 (0)	0	0	1 (0)	

<sup>(</sup>注) 中国四国管区行政評価局の調査結果による。